

議 長 日程第10「議案第15号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは説明させていただきます。今回の当該条例の改正におきましては、公営住宅法の改正により、公営住宅の家賃の決定に当たりまして、認知症患者等の入居者から収入申告が困難な場合、公的書類の閲覧によって得た収入状況により家賃を決定できるという規定になりました。また、高額所得者の収入基準について、条例で定めることで、より適切な管理運営ができるようになったということでございます。これらの法律改正によりまして、条例改正を行うものでございます。

それでは1ページおめくりください。松田町町営住宅条例の一部を改正する条例。松田町町営住宅条例（平成9年松田町条例第14号）の一部を次のように改正する。

1枚おめくりください。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。中段の、第16条の第2項に新たに条文を追加する改正でございますが、家賃の決定の際に、認知症患者等に対する家賃の決定につきましては、官公署に提出された書類で、その者の収入が把握できた場合は、その者の家賃を決定できる規定を追加するものでございます。

次のページをごらんください。第33条第3項に、収入超過者に対する家賃の決定についても、同様に条例に追加するものであります。

次のページの第4項、第36条、第39条、最終ページの第44条の下線部分につきましては、追加した2つの条文を引用するための条文改正でございます。

それでは本文2ページにお戻りください。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第15号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。